

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：波の音こども園	種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名： 中島 由紀子	定員（利用人数）：180（170）名	
所在地：愛知県常滑市塩田町1丁目155番地		
TEL：0569-89-2525		
ホームページ：HP. http://www.chita-gakuen.or.jp/naminone/ ；		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成24年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 知多学園		
職員数	常勤職員： 21名	非常勤職員 17名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	保育教諭（保育士・幼稚園教諭）28名	子育て支援員 4名
	栄養士 1名	運転手 2名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室 10 調乳室 1 沐浴室 1 調理室 1 ほふく室 1 遊戯室 1 休憩室 2 医務コーナー 1 事務室 1 ランチルーム 1 便所 12か所 相談室 1 湯沸し室 1 印刷室 1 ウッドデッキ 1 授乳室 1 更衣室 2 その他（廊下、収納庫、教材室、倉庫）	

③理念・基本方針

<p>（基本理念）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う子どもたちの人権を尊重し、成長や発達を保障するために子ども一人ひとりを受容して情緒の安定を図り、自己を十分に発揮できる環境を整える。また、家庭や地域社会、職員同士が連携し相手の立場を尊重することで信頼関係を構築することを基本理念とする。 <p>（保育目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康な子 ・生きぬく力と感性を育てる ・豊かな心情を育む
--

④施設・事業所の特徴的な取組

(こども園の概況・特徴的な取組)

- ・海岸線に沿った閑静な住宅地の中に、波の音こども園が位置している。子育て支援センターが併設され、「波の音児童発達支援センターはまっこ」や高齢者サロン「街角サロンきらり」が隣接している。少し足を延ばすと郵便局や小学校、商店などがある。広いグラウンドや芝生の中庭を備えた、平屋建てでモダンな色調の落ち着いた佇まいのこども園は、開設13年を迎えている。木の温もりを重視した園舎は、回廊式の廊下を挟んで保育室が広がり、中庭で嬉々として遊ぶこどもたちの様子がどこからも見て取れる。また、広いグラウンドでは、運動会やサッカー、ドッチボールなどを伸び伸びと繰り広げられる場となっている。内装やフローリング、テーブルや椅子などの保育用具は、木のぬくもりを感じながら安全で安心して心地よく過ごせる生活にふさわしい場としての環境が整備されている。
- ・遊びを通して総合的な保育教育を目指し、専任講師による英語やリトミック、体操を取り入れている。
- ・食育計画に基づいて、管理栄養士とこどもと共にクッキングを体験をしたり、秋刀魚パーティーや焼き芋パーティーなどユニークな食育活動を実施している。保護者には試食会や離乳食講座を実施している。
- ・0・1・2歳児は育児担当制を導入し家庭的な保育を目指している。また、細やかな保育を目指し、3・4・5歳児は副担任制を導入している。
- ・手ぶらでの登園を目指し、0歳児には昼寝布団と口拭きタオル、おむつ、おしりふきの無償提供、1・2歳児には食事用エプロンと口拭きタオルの無償提供、3歳児にはおむつの無償提供、3・4・5歳児には午睡時のコットの無償提供をし、保護者の家事負担の一助としている。

(保育教育サービスの実施状況)

- ・生後6か月～就学前児童の保育を実施

開所時間

1号認定(幼稚園部) 月曜日～金曜日 8時30分～14時30分

2号認定・3号認定(保育園部) 月曜日～金曜日 7時30分～19時 土曜日 7時30分～19時

- ・一時預かり保育の実施

月曜日～金曜日 7時30分～19時 土曜日 7時30分～18時

フリールールの開放、未満児園庭開放

- ・子育て支援センターの併設

午前 9時～12時 午後 13時～15時 (祝日、お盆、年始年末等を除く)

誕生会、身体測定、サーキット遊び、親子リトミック、親子体操

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 7年 9月 1日(契約日) ～ 令和 8年 3月 25日(評価決定日) 【令和 8年 2月 6日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	2回 (平成 25年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

(管理者のリーダーシップの発揮)

- ・理念や基本方針に照らし合わせた保育教育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。会議や研修、保育教育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行うようにしたり、相談やアドバイスをを行い保育教育の質の向上に努めている。また、OJTの一環として、保育教育の質について課題の設定や園内公開保育などを実践し、助言や指導をしている。
- ・本年度の園内研修として、『0・1・2歳児の保育担当制職員配置による保育教育の質の向上のため、子育て支援拠点である「もんもの木」の育児の在り方を学ぶ、隣接する「波の音児童発達支援センターはまっこ」との保育参加を実施し、波の音こども園の支援を要するこどもの保育教育の在り方を学ぶ、また、危険予知能力や問題解決能力、安全意識を高め重大事故防止に繋げる』について継続的な研修を実施し、施設長自ら保育教諭の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。

(子どもが主体的に活動できる環境の整備)

- ・こどもが主体的に活動できるように、こどもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、こどもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育教諭はこども同士で遊びを進めて行く様子を見守るようにしている。
- ・異年齢年間指導計画は作成していないが、遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図して異年齢で交流する機会を作り、生活や遊びの中で人との関わりを大切にしている。
- ・プランターには、四季の花々を栽培したり、畑で茄子やトマト、玉ねぎや大根、かぶ、しそなど身近な野菜などを栽培し、居ながらにして四季の変化を感じ取れるような環境を整えている。また、うさぎやカブト虫、蟹やバッタなどの生き物を飼育し、生き物に興味や関心を持ち可愛がる気持ちを育むようにしている。
- ・室内用玩具や絵本を年間固定とせず、季節や遊びの広がり、興味、発達に沿った玩具を取り出して遊べるように配慮している。また、既製の物だけではなく、保育教諭手作りの玩具や遊びの展開が広がるような遊び空間を工夫し提供している。
- ・散歩を活動に位置付けこども園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、地域の公園に出かけ新たな建造物や木々の四季の変化を感じ取ったりしている。また、市役所や消防署、隣接する高齢者サロン「街角サロンきらり」の喫茶コーナーにこどもの作品を展示したり、畑作業の手伝いをしてもらったりして、身近な社会事象や自然事象に触れる中で地域の人々と積極的に関わられるようにしている。
- ・季節や習わし、幼児期に体験させたい行事などを考慮して、専任講師によるリトミックや体操、英語などをカリキュラムの中に取り入れ、遊びの中で楽しく展開できるようにしている。また、玉ねぎや大根の収穫体験、カレーパーティーや焼き芋パーティー、秋刀魚パーティーなど食育に繋げる波の音こども園ならではの行事を取り入れている。さらに、隣接する児童発達支援センターはまっこと協同して「あきまつり」を催し、地域の人やこどもとも交流できる場としている。
- ・運動会でのリレー、組体操やバルーン体操の披露、お泊り保育やハロウィーンの仮装パーティー、レゴランドへのバス遠足など5歳児ならではの活動として年下のこどもの憧れとなっている。

(食事をおいしく楽しむことができるような環境の工夫)

- ・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら楽しい食体験を積み重ね豊かな人を育てることを願い、食育に関する事項を全体的計画の中に位置づけ、こどもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。
- ・胡瓜やオクラ、玉ねぎ、大根などをこどもと一緒に栽培し、収穫体験を通して触ったりちぎったり、感触や匂いを感じ取ったりして食材に楽しんで触れる環境を整えている。
- ・給食は自園でつくり、匂いや刻む音などが分かり、食事を楽しんで待つ環境が整えられている。
- ・食育計画に基づき、カレーパーティー、流しそうめんや秋刀魚パーティー、焼き芋パーティーや餅つきなどを楽しんだり、自分で作って食べるフルーツやおにぎり、キャベツの葉のちぎりなど年齢の低いこどもや一人でもできるクッキング体験を取り入れるなど、食育推進活動を積極的に取り組んでいる。また、毎月クッキングの日にはピザやフルーツポンチ、カレーなど栄養士と一緒に調理に取り組んでいる。
- ・4・5歳児は食事時間を考慮しランチルームで食事をしたり、異年齢で食事ができるように食事環境を整え楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。おかわりする楽しみやバイキング、リクエスト献立などを取り入れたりと、体調や個人差、食欲、年齢などに応じて食事量も配慮している。

- ・発育期にあるこどもの食事の重要性や食材の活かし方などを記載した波の音こども園の献立を作成し、それに基づいた食事を提供している。また、年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、こどもがおいしく安心して食べることができるようにしている。アレルギー対応の除去食も実施している。
- ・保護者に献立表を毎月配布したり、食事内容が分かるように献立の写真を掲示したり、コドモンで配信して、栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。また、家庭では食卓に乗りにくい献立や発育期に食べてほしい献立、こどもに人気がある献立などのレシピの提供もしている。食育計画の一貫として管理栄養士により献立表とは別に給食日より「げんきっこだより」を発行したりして、こどもの食事に対して家庭への啓蒙に心がけている。また、給食試食会や乳児食講座を実施している。
- ・衛生管理や食中毒等の発生時の対応マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施されている。
- ・栄養士がクラスを巡回したりこどもと一緒に喫食する中で、嗜好や食べる量、残食などを把握し、食事内容や調理の工夫に反映させている。

◇改善を求められる点

(中期計画及び単年度計画の策定)

- ・法人として、市や町を拡大した5年のスパンで「保育部門中長期事業拡大計画」を策定しているが、波の音こども園としての明確な中・長期計画は策定されていないが、地域状況を鑑みて3歳以上児の定員削減、年少児のおむつの無償化の取り組み、3歳以上児の園バスによる送迎の実施、空き定員枠の利用によるニーズの高い未満児の受入れ枠の弾力化などを見越した波の音こども園独自の中・長期計画を検討している。

- ・園運営目標や課題の実現のために、経営環境の把握や分析等を踏まえ、財務面での裏付けを考慮した波の音こども園としての中・長期計画の策定を期待したい。また、計画の妥当性や有効性についての見直しができるような計画にしていくことを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受け、本園の保育・教育活動および組織運営の現状について、客観的な視点から多くの示唆を得ることができました。日々の実践に真摯に向き合ってきた職員の努力が評価されたことは、管理者として大きな喜びであり、同時に園の方向性を再確認する機会となりました。

今回の保護者アンケートでは、日頃の保育・教育活動に対する温かいご意見や励ましの言葉を多くいただくとともに、園運営に関する貴重なご指摘や改善へのご要望も寄せられました。これらの声は、日々お子さまを預けてくださっている保護者の皆さまが、園の取り組みを真剣に見つめ、より良い環境を共につくっていきたいという思いの表れであると受け止めております。

特に、コミュニケーションの在り方や情報発信の方法、保育環境の工夫など、日々の運営に直結するご意見については、職員間で共有し、園の現状を見直しながら改善に向けた具体的な取り組みを検討しているところです。今後も保護者の声に耳を傾け、園の運営に反映させる姿勢を大切にしながら、より信頼される園づくりを目指して取り組みを進めてまいります。アンケートにご協力いただいた皆さまに心より感謝申し上げますとともに、引き続き温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

また、中長期計画の策定および運用が課題として示されたことは、園の将来像を明確にし、組織として持続的に成長していくための重要な指摘であると受け止めております。今回の指摘を前向きに受け止め、中長期計画の整備を園の成長の大きなチャンスと捉え、早期策定・運用していきたいと考えています。

第三者評価で得た学びを今後の改善につなげ、園全体の質向上に向けて継続的に取り組んでまいります。子どもたちが安心して過ごし、豊かに育つことができる園づくりを、職員とともに進めていきたいです。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・㉔・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの保育や教育、地域社会に対するこども園の使命、保育や教育の特色等を反映した法人としてのビジョンや運営理念を基に、波の音こども園としての保育教育方針や保育教育目標を、ホームページやパンフレット、入園のしおり、入園案内、管理案、全体的な計画などに明記している。 ・職員には、理念や基本方針などを含め、運営や保育教育に関する事項を新年度の会議、職員会議、企画会議など様々な定例の会議、人事考課、研修会などで周知や確認を図るように努めている。また、職員室に掲示し確認できるようにしている。 ・保護者には、こども園見学时にパンフレットを基に説明をしたり、入園説明会では入園のしおりなどを配布しプロジェクターを通して説明をしている。また、保護者アプリ「コドモン」でも共有可能となっている。必要に応じて、個人懇談会や行事、保護者会などの折に口頭で説明したり、園日よりや連絡文書などに記載したりしている。 ・市役所や隣接する子育て支援センター、児童館などにもパンフレットを設置し、積極的に広域的な周知を図っていくことを期待したい。 			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・㉔・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・法人において、保育部門・児童養護部門・高齢者部門、障害福祉部門の運営状態や状況の確認、比較検討などを行い、当該園の経営に反映できるようにしている。 ・入所状況の推移は利用人数の減少に伴うコストバランスの下方を、利用人数を増やし健全な経営にしてい、手厚い保育教育実施のために保育教諭の確保、保育担当制や複数担任制による保育の質の向上、隣接する児童発達支援センターはまっことの連携を課題としている。更に、子育て家庭や子育て環境の多様化への対応、発達支援や特別支援の手法の知識向上、インクルーシブ保育の実践方法の検討、多様化する家庭や育児困難を抱える保護者への支援、保育教諭の専門性の向上など経営環境の変化や経営管理、人材の育成等に対応できるように努めている。 			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・㉔・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・当該園の経営上の分析等を行う担当として施設長が位置づけられ、運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて現状を分析し、法人と協議しながら運営に反映させるように努めている。 ・施設長や主幹、幼児や乳児の主任、栄養士などが主軸となり、保護者の意見も踏まえながら、運営状況に照らし合わせ保育の内容や保育の環境の整備、人材の確保や人材育成、園児の獲得、保護者対応などについて現状を分析し、職員会議等で検討して運営に反映させるように努めている。 			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	⑥	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として、市や町を拡大した5年のスパンで「保育部門中長期事業拡大計画」を策定しているが、波の音こども園としての明確な中・長期計画は策定されていないが、地域状況を鑑みて3歳以上児の定員削減、年少児のおむつの無償化の取り組み、3歳以上児の園バスによる送迎の実施、空き定員枠の利用によるニーズの高い未満児の受入れ枠の弾力化などを見越した波の音こども園独自の中・長期計画を検討している。 ・園運営目標や課題の実現のために、経営環境の把握や分析等を踏まえ、財務面での裏付けを考慮した波の音こども園としての中・長期計画の策定を期待したい。また、計画の妥当性や有効性についての見直しができるような計画にしていくことを期待したい。 				
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	⑥	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中・長期計画を基に目標管理システムを導入し、財務、顧客、内部業務プロセス、学習と成長の視点などの具体的目標に基づいて、ビジョンを明確にした単年度の事業計画（バランススコアカード）を策定し、共有サーバーでデータのオープン化をしている。 ・単年度の事業計画は、評価指数や目標値、行動計画や担当者を明記したうえで評価の頻度を設定し、毎月の結果の進捗状況を明示し、企画会議で進捗状況の確認や見直しを図るようにしている。必要に応じて進捗状況を職員に周知をしている。 				
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	⑥	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画（バランススコアカード）は、数値目標を可視化し、共有サーバーで共有を図り、定期的な見直しに反映させている。 ・目標に対して取り組んだ結果を数値化し評価した事業計画は、「事業計画総括表」として明示し次年度へ活かすようにしている。事業計画の総括は、法人の会議で報告をしている。職員にはリーダー会議で周知を図っているが全体の職員には周知をしていない。 ・保育については、保育計画や行事計画などの計画の策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を反映させ策定をしている。また、保護者の意見などを反映するようにしている。 ・保育の実施状況を保育実施後や行事ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、実施報告として明示して次年度の計画に反映させるようにしている。 ・運営に関する全体的な事業計画「単年度の事業計画」及び「事業計画総括表」（バランススコアカード）の、目標設定は法人の全ての部門が共通化しており、事業所の課題に対する目標は各事業所の目標を設定し、成功要因や評価指数を明記したうえで、月ごとの進捗状況を記載できるシステムとなっている。 ・どの職員も自分の部署の保育教育のみならず運営状況を把握できるように、事業計画及び事業計画総括を共有し、評価や見直しが組織的にできるような環境を整えていくことを願いたい。また、BSCに顧客の視点に保護者の満足度を推し量るアンケートの実施を掲げているので、保育参観や行事実施に係るアンケート調査を実施し、結果を運営に反映していくことを期待したい。 				
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a	⑥	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園の特色や基本方針、事業内容、健康や安全などを詳細に明記した「入園のしおり」を用いて、保育園見学や入園説明会などで説明をしている。また、ホームページに登載したり、必要に応じて園だよりなどに明記し周知を図るようにしたり、コドモンで共有できる環境を整えている。行事予定は、掲示したりコドモンで配信をしている。 				

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の資質向上や保育サービスについて法人の人事考課に基づいて自己評価を行い、職員との個人面談を2回実施している。また、保育者振り返りチェックや人権擁護のセルフチェックを行い、保育の質の向上に向けた取組をしている。 ・ 保育内容や日々の保育については、月週案などの計画作成、計画の実施、評価、見直しなどPDCAサイクルを継続的に実施することにより、保育の質の向上に向けての改善を図るようにしている。 ・ 保護者会とは、意見交換の場は設けていない。自主的な組織として保護者会が組織されているので、意見交換の場を設け運営や保育教育の質の向上に繋げるような機会となることを期待したい。 ・ 愛知県福祉サービス第三者評価の受審は、今年度2回目である。自己評価を行う際には評価の視点や言葉の定義、趣旨などの共通理解を図り、自己評価を実施するようにしている。第三者評価結果をもとに、課題の整理や改善に向けて園全体で検討していく方向にある。 		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事考課については、自己の行動指針や規範とし自己の志気の高揚を図り、保育教育の質の向上に繋げるようにしている。 ・ 保育実践の評価については、職員間で改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図るようにしている。 ・ 「保育者振り返りチェック」や「人権擁護のセルフチェック」、「虐待チェックリスト」については、子ども園や保育教諭の強みや弱みを把握し、保育教育の実践力やスキルアップに向けての研修などに繋げ、人材の育成や保育教育内容の向上を図るように努めている。 ・ 事業計画（バランススコアカード）は、実施数値を毎月明記し、進捗状況を確認して、運営や保育教育に活かすようにし、定期的な見直しに反映させている。 		

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について、年度初めに口頭で表明し、会議録に明記している。また、「職員体制図」に基づいて職務等について体系的に表明し、職員の理解を図るようにしている。今後、必要に応じて研修や年度末などに於いて再度表明していく予定としている。 ・ 平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長不在時の権限委任等について、消防計画に明記し、運用している。 ・ 施設長は組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明確にすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことのできない要件と考える。より質の高い保育教育の実施や効率的な運営を実現していくために、施設長自らの役割と責任について口頭のみならず明文化することを期待したい。また、職員各自の決意表明を聴き、職員の意識を確認するようにしていくことを望みたい。災害や事故等の有事における施設長不在時の権限委任等について、どの職員もが常に認識し確認が可能な「職員体制図」に明記し、掲示していくことを願いたい。 		

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手したり研修に参加したりして、その内容を職員に提供している。また、重要性や緊急性に応じて、資料に基づき会議などで周知を図るようにしている。 ・ 法人としてのコンプライアンスを含む運営規定マニュアルや基本的な関連法に関する資料を収集し、職員室に整備して、いつでも職員が確認や閲覧できるような環境を整えている。 		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理念や基本方針に照らし合わせた保育教育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。会議や研修、保育教育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行うようにしたり、相談やアドバイスをを行い保育教育の質の向上に努めている。また、OJTの一環として、保育教育の質について課題の設定や園内公開保育などを実践し、助言や指導をしている。 ・ 本年度の園内研修として、『0・1・2歳児の保育担当制職員配置による保育教育の質の向上のため、子育て支援拠点である「もんもの木」の育児の在り方を学ぶ、隣接する「波の音児童発達支援センターはまっこ」との保育参加を実施し、波の音こども園の支援を要するこどもの保育教育の在り方を学ぶ、また、危険予知能力や問題解決能力、安全意識を高め重大事故防止に繋げる』について継続的な研修を実施し、施設長自ら保育教諭の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。 		

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を法人と共有し、改善に向け努力を重ねている。 ・ 基本方針や保育教育の実現に向けた適正な人員配置、休憩時間の確保や有給休暇の消化、ICT化の推進により保育事務の見直しや保育業務の単純化、事務時間の確保など残業をしない働き方の実践をしている。 ・ コドモンアプリを通して日々の連絡やこどもの活動の様子を写真や動画で配信し閲覧できるようにし、利便性を図っている。また、保育教諭の得意分野や技能を活用した保育の環境準備、保育用品や玩具の作成などの取り入れ、保育教諭の希望を取り入れたクラス担当制など保育の力量やモチベーションの高揚などの実効性を高めるようにし、理念に沿った運営の実現や働きやすい職場環境を目指して、職員の意見を取り入れながら指導力を発揮している。 ・ 手ぶらで登園を目指し、0歳児には昼寝布団と口吹きタオルの無償提供、1・2歳児には食食用エプロンと口吹きタオルの無償提供、3歳児にはお昼寝用コットの提供、4・5歳児には夏場限定で希望者に午睡時のコットのサブスクリプションを利用し、保護者の家事負担の一助としている。 		

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の基準に準じ、法人の方針に基づいた必要な人材や人員体制を整え、波の音こども園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、こどもの遊びや保育教育の専門性を高めるための研修等、波の音こども園が目指す保育サービスを充実させるための具体的なプランを有し、必要に応じて人材を確保するように努めている。 ・ 保育ニーズや年齢別園児数に対して、適正な職員数が確保され、理念や基本方針、事業計画を実現させ、質の高い保育の実施可能な体制となっている。 ・ 3歳児以上児には保育教育の充実を図るために複数担当制とし、障がい児に対しては加配の保育教諭が配置されている。 ・ より良質な保育を目指しての人員の確保を課題とし、法人と協同して保育士養成校などへの依頼や潜在保育士の発掘などにも寄与している。 		

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の育成や活用、処遇、人事考課制度に基づく評価などが総合的に実施され、人事考課時の面談や新任指導面談などで、波の音こども園における理念や基本方針に基づいた「期待する保育教諭像」を明確にさせている。 ・ 法人の考課基準に基づいた人事考課を職員に明示し実施している。成果や貢献度を評価し、個人面談などを通して結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理を実施している。 		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、生理休暇、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇や休憩を確保している。福利厚生や健康診断、人間ドック、予防接種、産業医による健康上の相談窓口の設置等の健康維持の推進事業が確保されて利用している。また、労働災害防止策やパワーハラスメントやカスタマーハラスメントなど様々なハラスメントの防止策と対応策、研修の受講などの取り組みがある。 ・ 職員の就業状況や意向、意見等について、施設長は個別に職員との面談を実施したり相談に応じるようにしている。また、日々の業務の中で職員の状況を把握し相談などを行っている。サポートを必要とする職員に対して、保育カウンセリングやメンタルヘルス相談を受けられる仕組みがあることを周知している。更に、メンター制度を導入して、気軽に相談できる環境を整え、人材育成や離職防止に繋げている。 ・ 業務の見直しや働きやすい職場環境、子育て世代が働き続けられる環境などを考慮しながら、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作り心がけている。 		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育教育の資質向上や保育教育サービス、処遇などについて人事考課を実施し、評価に基づいて半期ごとに自己評価を行い、評価シートの作成時及び評価の振り返り時に職員との個人面談を実施している。その折に、職員一人ひとりに「期待する職員像」について話し合う機会を持ち人材育成に向けた目標管理を行い、意識やモチベーションを高めていくようにしている。 		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人や市の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推奨している。 ・ 保育教諭の資質や保育教育力を高め、こどもの理解を深めるために、本年度の園内研修として、『重大事故について、0・1・2歳児の保育担当制職員配置による保育教育の質の向上、隣接する「波の音児童発達支援センターはまっこ」との保育参加を通して波の音こども園の支援を要するこどもの保育教育の在り方を学ぶ』について継続的な研修を実施している。 ・ 園内の研修においても、職員が取得したい技術や知識などを検討し、外部の専門講師による研修を受け、受講した知識や技術を保育教育の向上に活かすようにしていくことを期待したい。 		

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育教諭の経験年数や保育教育の資質向上に関わる研修への参加や栄養士等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修を実施している。 ・ 園内研修の参加や、外部研修の情報提供と共に職員の経験や習熟度に配慮した研修会の推奨や参加の要請などをして、研修の機会を確保し、研修には積極的な参加を勧めている。リモートや動画による研修には積極的に参加できる環境を整えている。 ・ 研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容に反映させている。 ・ 研修達成や研修成果を明確に把握できるように、施設長によるコメントの記載や達成度、習熟度等を明示した報告書の作成を期待したい。 		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交わし、実習における責任体制を明確にした上で、会社のマニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをするようにしている。また、保育所として実習計画を作成し、職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われている。保護者には、園のたよりや掲示等で理解を求めるようにしている。 ・ 実習生の意向を聞き、受入担当者を決め実習生の育成を行っている。施設長や主幹や実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。 ・ 実習体制が整えば全て受け入れるようにしている。今年度は、保育士養成校より6名の実習生を受け入れている。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人や波の音こども園のホームページ、こども園のしおり、入園説明会資料、パンフレットや園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容や行事計画が公開されている。波の音こども園で行っている活動状況や活動報告などを印刷物やコードモン等で情報を提供している。 ・ 苦情・相談の体制について、ホームページやこども園のしおりなどで保護者や地域に公表している。また、玄関通路や掲示板に掲示し、視覚的な情報の提供をしている。 ・ 第三者評価受審について保護者に公表し、受審結果についての公表を予定している。 ・ 波の音こども園の基本方針、保育内容や事業計画等について、地域での会議や行事、集会等で明示したり説明をしたりして、より一層波の音こども園の存在意義や役割を明確にしていくことを期待したい。 		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務、経理、取引等のルールや職務分掌と権限・責任を明確にし、職員に周知をして、公正かつ透明性の高い適正な経営や運営が行われるようにしている。 ・ 市や法人による監査を受けており、改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に波の音こども園の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。 ・ 財務については法人で管理し、こども園では配当予算のコスト項目のモニタリングをしている。監査指導担当者による適切な監査を実施している。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの保育教育と地域の関わり方について、こどもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えを事業計画（バランススコアカード）や事業計画総括表、全体的計画の中に位置づけている。 ・ 近隣の公園に出かけたり海辺の散歩をしたり、食育活動の一環としてお泊り保育で食材購入のため地域の商店での買い物など保育教育の実践活動を実施している。また、お泊り保育やレゴランドへのバス遠足など5歳児ならではの活動として年下のこどもの憧れとなっている。 ・ 小学校とは校庭で遊んだり一年生と交流する機会がある。 ・ 隣接する高齢者施設とは誕生会などで歌を发表或しり畑の世話を一緒にしたりして交流をしている。また、敷地続きの児童発達支援センターはまっことは、こどもの遊びや行事を通して交流をする機会もある。 ・ 小学校との連携として、幼保小接続プログラム会議に参加している。また、町内会の清掃活動や青少年連絡協議会など地域との情報交換をする機会には、参加の要請があれば応じる予定としている。 		
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人として、ボランティアの受け入れマニュアルや誓約書を整備している。受け入れの際は、事前のオリエンテーションで子どもとの関わり方や安全配慮などについて説明をして受入体制を整え、職員には、職員会議で受け入れの意義や注意事項の確認をするようにしている。ボランティアの活動を記載する記録は整えていない。 今年度、音楽ボランティアや子ども園の秋祭りには一般の方々のボランティアを受け入れている。 ・ 受け入れの際には、トラブルや事故を回避するためにボランティア活動確認書などで活動状況を記録しておくことを願いたい。 		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波の音子ども園を中心とした担当課や地域子育て支援センター、社会福祉協議会、保健センター、医療機関、児童相談所、地域療育センターや発達支援施設、警察や消防署、主任児童委員、小学校、保育園や幼稚園、放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどのネットワーク体制ができており、必要に応じて相談や報告、情報交換などをして連携を図るようにしている。 ・ 職員には、会議などで説明し、関連図などを作成して職員間の情報共有を図るようにしている。 ・ 保護者には一時保育やファミリーサポート、療育センター等の資料を、併設の一時保育や子育て支援センターに用意し、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供するようにしている。 		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の会合や会議などに出向く機会はないが、園長会などで、地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。また、保護者アンケートを実施し、ニーズを把握するように努めている。 ・ 子ども園や子育て支援センターとしての専門性や特性を活かした相談事業を通して、地域の子育ての支援を行うように努めている。 ・ 地域との情報収集のための、関係諸機関や団体、民生委員や児童委員、地区の各種団体などとの情報収集する会合や会議など機会があれば地域の具体的な福祉ニーズの把握につとめ、子育て支援に関する相談事業や講演会、出前保育などの事業に繋げていくことを期待したい。 		

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 入所希望時のこども園見学、電話や来所での相談事業を通して子育てや入所、こども園での生活などについて専門的な知識やノウハウなどを積極的に還元している。 ・ 子育て支援事業として未就園児の親子が遊べる場として、園庭開放を随時実施している。 また、地域の子育て家庭に向けて、一時保育や併設する子育て支援センターで子育て支援を実施し、波の音こども園や子育て支援センターの園だよりなどの情報を公開している。 ・ 保育所は、可能な限り災害時における福祉避難所となる場合も想定されるため、災害時にどのような役割を果たすかについて、法人や自治体、地域住民と連携や協力などに関する事項等を定めていくことも重要な課題として検討していくことを願いたい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育教育の実施方法が明示され、職員会議などで共通理解を図るようにしている。また、子どもの人権に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育教育を行うようにしている。人権に関する研修を実施し理解を深めるようにしたり、人権擁護にかかわるセルフチェックリストを用いて職員の自己評価を実施し、振り返りの機会としている。 ・ 子どもの人権、文化や食文化の違い、言語文化、尊重する心、性差への固定概念などについて共通理解を持つように努めている。また、保育教育場面のブログやInstagramなどの配信への配慮、プールや身体測定、おむつ替えなどに十分配慮して行うようにしている。 ・ 保護者には、入園説明会や個人面談、保護者会、保育教育参観などの折に、具体的な場面や実態に合わせ話をするように心がけている。 ・ 子どものみならず保護者の人権や国籍、文化、生活習慣、考え方の違い、相互に尊重する心などを職員間で共通理解し、それぞれの人格を尊重した保育に取り組むようにしている。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、マニュアルを策定し、保護者と承諾書を取り交わしている。プライバシー保護方針に基づいて、会議等で共通理解を図り、排泄や着替えなどの場面で個々のプライバシーや宗教、食事などに配慮した保育教育に心がけている。 ・ 子どもや保護者のプライバシー保護や権利擁護については利用者尊重の基本であり、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければならない。個人情報保護とは区別をし、家庭状況や保育の場面に応じた留意事項に関する詳細なマニュアルを作成し、職員間で周知徹底し運用していくことを期待したい。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページやパンフレット、入園時の書面「こども園のしおり」、園だよりなどでサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、波の音こども園の見学希望の受け入れや電話等の対応もしている。ブログを更新し、保育内容や活動状況を配信している。 ・ 波の音こども園のパンフレットを市役所や児童館などに設置し、広域的な情報の提供をしていくことを期待したい。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c

<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・行政による、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料をこども園を介して保護者に配布している。 ・園見学や入園説明会などにおいて、入園のしおりに基づいて丁寧に説明し同意を得、同意事項等を書面で残している。また、内容の変更時には、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をし、同意を得ている。個人情報等について説明し同意書を得ている。 				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	⑥	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭関係の変化やこどもの状態の変化などで、退所や転園等の変更を行う場合、こどもへの保育の継続性を損なわないような配慮のもとに引継ぎや申し送りを行っている。 ・退園や転園、保育教育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報に考慮し、必要に応じて保育教育に関する情報の提供を、引継ぎシートなどを用いてサービスの継続性に努めている。 ・卒園時に、保育教育終了後も相談等に応じることを保護者に口頭で説明をしている。 ・利用の終了後も、こどもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、口頭だけでなく書面やブログなどでも伝える環境を用意し、保育教育の継続性を確保していくことを期待したい。 				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a	⑥	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の出欠や健康状態、保育の状況や連絡事項などをコドモンで配信している。また、保育教育の活動状況を保護者に配信し、職員間で波の音こども園全体の状況を共有するようにしている。登降園時を通して保護者の話を聞くように努め、意向を把握するようにしている。また、保育参観や運動会、発表会などの保育行事や懇談会の折に保護者から直接意向や要望を聴くようにしている。意見箱を常設したり、「保護者満足度アンケート」年2回実施し、アンケートを分析し、結果を公表し保育教育に反映させるようにしている。 ・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じている。 ・得られた意向や要望等は、職員会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・こどもからは、保育教育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、こどもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	⑥	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の体制が確立され、苦情解決の体制についてはホームページやこども園のしおりに掲載し、仕組みについて園見学や入園説明会などで説明をしている。また、玄関に掲示したり意見箱を常設し、自由に意見や相談ができるような環境を整えている。 ・苦情や相談が生じたときは苦情受付書に記録をし、苦情意見対応手順に基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。 ・苦情内容や解決結果等は、申出た保護者に配慮したうえで、公表している。 				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、施設長や主幹、栄養士など専門性の高い複数の相談相手や相談方法があり、自由に選んで相談や意見を述べることができることを口頭で保護者に周知している。登降園時には挨拶を交わり、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、相談者のプライバシーを配慮して相談室などで相談を受けている。相談内容は記録し、内容によっては職員間で共通理解をしている。また、保護者には、検討内容や対応策などを公表している。 ・日々の会話や連絡帳、個人面談や保護者会、アンケートの実施、意見箱の設置など自由に意見や相談ができるような環境を整えている。 		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情に限定されない保護者からの意見や提案、日常的なコミュニケーションによる平易な意見や相談などはメモに記録し、速やかに対応している。 ・寄せられた意見や提案は適宜、その場で話し合い相互理解に努めたり、職員間で話し合い迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。状況により法人と共同して説明する仕組みが整えられている。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の危機管理マニュアルやBCP事業継続計画を基に、波の音こども園のマニュアルや計画書を作成し、職員会議等で職員に周知徹底を図り、実施している。また、保護者にも周知し、理解や協力を促すようにしている。 ・こどもの安全確保に関する担当部署や担当者を設置し、会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。 ・不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。また、防犯カメラを導入し防犯に努めている。 ・こどもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、避難訓練記録や安全チェックリスト、遊具点検などに基づいて定期的に訓練を実施している。 ・保育教育環境や保育室、施設遊具等の安全に関する各種のチェックリストがあり、こどもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解をし、実施している。安全チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。 ・遊具や備品の安全性の確保に向け、定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。 ・こどもの活動の中で起こりうる事故やヒヤリハットに関しては、事故・ヒヤリハット報告書に記録をしている。保護者には状況を口頭やコドモンで周知をし、職員には会議や研修会などで報告し予防に努めている。事故・ヒヤリハット報告書は、状況報告が記載され事故とヒヤリハットの区別がされていない。 ・ヒヤリハットは、事故には至らなかったものの危険を感じた出来事（未遂事故）を指しており、軽微な怪我や事故と区別をして記録をし、再発防止に役立てるためのものであることを再確認して記録をすることを願いたい。 ・安全指導計画に基づいて散歩における安全確保を図るために保育教諭向けの散歩記録を作成し、職員間で散歩の在り方やルートなどを再検討し、散歩における注意事項などを再確認している。また、こどもの散歩などを通して、こどもと共に目的別のこども向けの散歩マップを作成し、地域環境の認識や新たな発見をする機会と共に、交通安全意識や地域の危険個所を知る機会としている。 		

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルを基に、感染症に関しての予防や発生時のマニュアルを整備し、職員に配布し周知を図っている。 ・保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などについて、コドモンでの配信や文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時に口頭で保護者に周知している。また、「嘔吐対応手順」に基づいて、嘔吐物処理セットや嘔吐缶を各保育室やランチルーム、職員室、送迎バスに用意し適切な対応をして、二次感染を防ぐようにしている。 ・食中毒は、対応マニュアルに従い、法人や町役場の担当課、保健所等に連絡を入れ連携を図るようにしている。 ・感染症対策として、消毒や換気、空気清浄機や加湿器などを整え対応に心がけている。また、日々の生活の中での消毒や換気、人の距離や位置関係等の対応について情報を収集し、周知徹底を図っている。 ・定期的な波の音こども園の園だよりや食育だより「げんきっこだより」の発刊に合わせ、保健だよりの発刊も検討していくことを期待したい。 		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のマニュアルを基に、災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応や体制を明確に示している。それに基づいた訓練も毎月実施され、見直しも行われている。建物は耐震対策や防災対策が施されている。 ・災害時の安否確認などの情報発信のために保護者の協力を得て、コドモンでの配信登録をしている。 ・保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。保護者の協力を得て、小学校の引き取り訓練時に合せ、保護者が引き取り可能な時間帯に子どもを引き取りに来られるような避難訓練を実施し、災害に対しての安全確保について認識を深める機会を持つようにしている。また、こども園は海岸に沿って建造されているため津波を想定し、こども全員が地域の小学校に避難をし、保護者が小学校へこどもの引き取りをするという、立地条件に沿った独自の引き渡し訓練を実施している。 ・どの保育室からも直接外に出られるように設計され、テラスには緊急時持ち出しリュックとこども用防災頭巾が常備され、訓練で実際に体験をしている。 ・災害発生時、保護者の帰宅困難の対応等に備え水や食料（アレルギー対応食や離乳食を含む）、紙コップや皿、毛布、おむつ、発電機、テント、避難用おんぶ紐などの備蓄を整備しリスト管理をしている。 ・地域性を考慮して、地域との連携や協力体制などについても検討していくことを望みたい。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉖ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育教育の全体的計画を初め各種の実施方法の中に、保育教育場面について大切にしたいことや実施方法、配慮事項などの、保育教育の標準的な実施方法が文書化され、それに基づいて個々のサービスが実施されている。こどもの年齢や発達と保育教育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践するようにしている。実施方法は職員会議等によって職員に周知され、保育教育計画との突き合わせや実施状況の確認は、主幹保育教諭や3歳以上児主任保育教諭、未満児主任保育教諭が確認をしている。 ・保育の実施方法の検討や確認については、定期的な会議等で職員相互による検討や動画などでこどもへの対応を学ぶようにし、保育教育力や保育教育の水準、内容の差異を極力なくし、一定水準や内容を常に実現できるようにしていき、また、保育教諭の資質や力量向上に繋げることを期待したい。 		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育計画や各指導計画、標準的な実施方法は定期的にまた、保育教育の内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しにおいて職員の意見や提案等が反映されている。 ・標準的な実施方法は、保育参観や懇談会、アンケートなどを通して保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努めている。 ・計画と実践状況との見直しはされているが、保育教諭間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・ 保育指針を基に、こどもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、こどもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して、保育教育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や特別支援を要するこどもについては、個別の指導計画を策定している。 		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園説明会などで説明し、同意を得るようにしている。 ・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日また、クラスごと或は、年齢別に評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育教育に際しては、こどもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 ・ 記録内容や書き方に差異が生じないように、施設長や主幹保育教諭や3歳以上児主任、未満児主任が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・ こども一人ひとりの発達状況、保育教育目標、保教育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。 		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもに関する記録の管理について、法人の個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をし、周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。 ・ 文書管理規定に基づき、施設長管理の下、個人情報を含む書類は鍵付き書庫での保管とし、個人情報などのデータ情報は、オンラインストレージに保管をし、適切な管理の下に実施している。 		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	① a · b · c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、学校教育法、保育所保育指針等に示されている趣旨を踏まえ、地域や家庭の状況、こども園の特性を加味した波の音こども園の全体的な計画が作成されている。全体的な計画は、入所する全てのこどもを対象とし、発達過程を踏まえ、こどもの心身の発達の実態に即し、保育教育時間などを考慮したものとなっている。また、全体的な計画には、小学校との滑らかな接続を目指して、「幼児期までに育てほしい姿」を掲げ、保育教育の実践に繋げている。 ・保育の全体的な計画を受けて、こどもの遊びや生活を通して、「心身ともに健康な子どもを育てる」「生きぬく力と感性を育てる」「豊かな心情を育む」を目指して、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。 			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① a · b · c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設し13年目を迎えたこども園であり、内装や床、トイレや水回り、テーブルや椅子などの保育教育用具は、木のぬくもりを感じながら安全で安心して心地よく過ごせる環境となっている。室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し、明るく清潔で過ごせるように工夫がされている。また、遊具や玩具なども安心して使えるように安全への配慮がされている。 ・保育室環境は整理整頓が行き届き、玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保されている。 ・木製の回廊式廊下に沿って園舎が立てられ、手入れの行き届いた芝生の中庭は、安全性に配慮し幼児用と乳児用に区分され、砂場や太鼓橋、滑り台、プレイハウス、畑などが整備され、年齢に応じて安全で存分に遊べるように配慮されている。また、フェンスで仕切られている広いグラウンドには、ブランコや鉄棒があり、かけっこやリレー、サッカーやドッジボールなど様々な運動遊びが存分に楽しめる場となっている。 ・平屋建ての園舎は、乳児用中庭に沿って0・1・2歳児室や一時保育、子育て支援センターが対面し、幼児用中庭に沿って3・4・5歳児室やランチルームや遊戯室、調理室が対面している。設備の整った遊戯室には、リトミックや運動遊び、様々な行事などが展開できる場ともなっている。 ・うさぎやカブト虫、蟹やバッタなどの生き物を飼育したり、広い畑で隣接する高齢者サロン「街角サロンきらり」の利用者の手も借りながら茄子やトマト、玉ねぎや大根、かぶなど身近な野菜などを栽培している。また、季節感が漂うこどもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。 ・4・5歳児は食事時には、保育室などでの遊びの延長としての環境を保管し、ランチルームで食事をとるようにしている。 ・こどもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育教諭が身近で穏やかに応じている。 ・清潔な環境を保つため、保育環境の消毒を実施している。また、夏季にはUVネット、グリーンカーテンなどを設置し暑さをしのいで過ごせるようにしている。 			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a · ② · c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもを受容していくために、家庭環境や生活リズム、一人ひとりのこどもの発達などから生じるこどもの個人差を十分に把握し、職員会議や年齢別話し合いなどで職員間の共通理解を深めるようにしている。また、指導計画、個別記録、個別の保育支援計画などに一人ひとりのこどもを受容するための援助内容を記載している。 ・保育の見通しをもち、こどもの気持ちを汲み取り、こどもの思いにそって関わるようにしている。せかしたり、制止させる言葉を不用意に使用せず、ゆとりを持って保育していけるように心掛けている。 ・こどもを受容することなどについて、園内研修で確認したり、人権擁護のための「セルフチェックリスト」を用いて自己チェックをし、振り返りの機会としている。 			

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、こどもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりのこどものリズムや気持ちに沿った関わりをし、こどもが達成感を味わえるように援助をしている。 ・ こどもが自発的にやりたいと思えるような言葉掛けや絵本、写真や文字、絵など視覚的な表示をして環境を整え、自分で出来た達成感を味わえるように援助をしながら基本的な生活習慣が身に付くようにしている。 		
A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが主体的に活動できるように、こどもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、こどもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育教諭はこども同士で遊びを進めて行く様子を見守るようにしている。 ・ 異年齢年間指導計画は作成していないが、遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図して異年齢で交流する機会を作り、生活や遊びの中で人との関わりを大切にする取り組みをしている。 ・ プランターには、四季の花々を栽培したり、畑で茄子やトマト、玉ねぎや大根、かぶ、しそなど身近な野菜などを栽培し、居ながらにして四季の変化を感じ取れるような環境を整えている。また、うさぎやカブトムシ、蟹やバッタなどの生き物を飼育し、生き物に興味や関心を持ち可愛がる気持ちを育むようにしている。 ・ 室内用玩具や絵本を年間固定とせず、季節や遊びの広がり、興味、発達に沿った玩具を取り出して遊べるように配慮している。また、既製の物だけではなく、保育教諭手作りの玩具や遊びの展開が広がるような遊び空間を工夫し提供している。 ・ 散歩を活動に位置付けこども園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、地域の公園に出かけ新たな建造物や木々の四季の変化を感じ取ったりしている。また、市役所や消防署、隣接する高齢者サロン「街角サロンきらり」の喫茶コーナーにこどもの作品を展示したり、畑作業の手伝いをしてもらったりして、身近な社会事象や自然事象に触れる中で地域の人々と積極的に関わられるようにしている。 ・ 季節や習わし、幼児期に体験させたい行事などを考慮して、専任講師によるリトミックや体操、英語などをカリキュラムの中に取り入れ、遊びの中で楽しく展開できるようにしている。また、玉ねぎや大根の収穫体験、カレーパーティーや焼き芋パーティー、秋刀魚パーティーなど食育に繋げる波の音こども園ならではの行事を取り入れている。さらに、隣接する児童発達支援センターはまっここと協同して「あきまつり」を催し、地域の人やこどもとも交流できる場としている。 ・ 運動会でのリレー、組体操やバルーン体操の披露、お泊り保育やハロウィーンの仮装パーティー、レゴランドへのバス遠足など5歳児ならではの活動として年下のこどもの憧れとなっている。 		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの月齢に応じたクラス編成をし、それぞれの生活空間を遊び・生活に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。 ・ 降園から登園まで家庭で過ごした状況や睡眠、起床、朝食の摂取などを十分に把握し、その子に応じた保育が提供できるよう24時間を視野に入れた保育に心がけている。 ・ 安全や清潔に配慮し、こどもの発達や保育に応じた環境や用具などを設定し、こどもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びや園周辺散歩を積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に必要な知識が周知され、5分間隔で実施している。また、AEDの使い方やSIDSの訓練を実施している。離乳食移行期のため、家庭と綿密に連絡を取りながら食材のチェックを丁寧に行っている。 ・ こどもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをしたり、語り掛けたりスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。 		

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a . b . c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳児、2歳児はそれぞれの年齢に応じたクラス編成をし、それぞれのこどもの月齢や年齢に応じた環境を整えて生活や遊びを意図的に取り入れ、無理なく生活や遊びが展開できるように配慮している。 ・こどもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置し、こどもの生活リズムに応じて丁寧にゆったりとした保育に心がけている。また、こどもの興味に応じた遊びを心行くまでできる環境を整えている。 ・1・2歳児のこどもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、こどもが自分でしようとする気持ちを尊重してこどもに関わるようにしている。 ・こどもの自己主張や自我の育ちを支え、こどもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるようにこどもの状況を観ながら関わるようにしている。 ・こどもの発達に応じた作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、ペン、粘土など年齢や安全に配慮した素材が用意され発達や遊びに応じて対応している。日々の保育の中に絵本の読み聞かせや素話、紙芝居などを積極的に取り入れたり、手作りの玩具で積んだり並べたりして文字や数字の概念の芽生えを育むようにしている。また、歌ったり表現遊びなど自由に表現する遊びを楽しめるようにしている。 ・戸外遊びや園周辺散歩を積極的に取り入れ、自然事象との関わりを持てるようにしている。 		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a . b . c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保育室は安全で清潔な環境を整え、自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。 ・年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながらこどもと関わるようにしている。 ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように保育計画に位置付け、それに基づいてルールのある遊びや栽培活動、食育活動や当番活動など集団を意識しての保育を展開している。 ・異年齢との生活や遊びでのかわりを通して、年長児としての意識を持ち、年下のこどもへモデリングを示したり、愛しみの気持ちで遊ぶ姿をみせている。 		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a . b . c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になるこどもや特別支援を要するこどもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、こどもの状況に応じた保育教育をしている。また、専門機関とのケース検討会や巡回指導、隣接する波の音児童発達支援センターの養育状況の研修などの機会を通して保育教育内容や方法を検討している。 ・保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、こどもの状況や発達課題等についての情報を共有し、認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関などの紹介をしたり、保健センターなど専門機関に出向く場合同行することもある。また、年3回市の臨床心理師による巡回指導の機会もある。 ・気になるこどもや特別支援を要するこどもについて加配の保育教諭は配置していないが、副担当制により、こども集団の中で手厚い保育教育が実施されている。 ・療育手帳や診断名のあるこどもについては、個別指導計画に基づいて保育教育を行い、クラスの指導計画の中で活動や人との関りなどを位置づけ、クラスの一員として生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。 ・気になるこどもや特別支援を要するこどもが、クラスの他のこどもとの生活を通して共に成長できるように、そのこどもの生活や遊びをクラス指導計画の中に位置づけ、クラス指導計画と個別記録との記録内容がより明確で、整合性のある内容になることを望みたい。 		

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間にわたる保育を利用しているこどもの発達や年齢、興味関心に応じた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。こどもの状況について、職員間の引継をノートに明記し文書などで明確に行い、こども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。 ・こどもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、こどもが安心して心地よく過ごせるようにしている。また、家庭での夕食の内容や量などに影響をおよぼさないように配慮し、煎餅やクッキー、お茶などを提供している。 ・保護者への連絡は、口頭やコドモン、または、状況に応じて担任や主幹または、施設長が伝えるようにしている。保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連絡方法に配慮をしている。 		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養い、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを遊びや異年齢保育を通して行っている。 ・小学校とは、津波の災害訓練時の避難場所として、波の音こども園の園児が避難してくる機会や校庭で遊んだり一年生との交流する機会、また、就学前の身体測定や体験入学を通して、就学を見通した保育教育に心がけている。 ・入所しているこどもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校へ届けている。また、必要に応じてこどもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を電話で行ったり、小学校教師が来園しこどもの様子を観に来ることもある。 ・保護者には、懇談会で就学先の学校情報を提供したり、個別支援を必要とされるこどもの保護者には、小学校教育アドバイザーへ連絡を促したりして、小学校以降の生活を見通せるようにしている。 ・保育教育の全体的な計画において、就学に向けての滑らかな接続をしていくために、「学びに向かう力や人間性を育むことを目指し、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿や保育教育において育みたい資質や能力」などを明示している。 		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健に関するマニュアルに基づいてこども一人ひとりの健康状態に応じて対処している。また、保護者には、入園説明会でこどもの健康等に関する方針や取り組みについて伝え、こどもの健康管理については、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況、平均体温等について保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。登園受け入れ時間、視診や検温、午睡時のチェックの実施や健康状態、降園時間などをipadや保護者アプリ「コドモン」で共有し、確認をしている。また、日々の怪我や体調不良、感染症等については記録をし、状況について職員間で共有している。 ・乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に0歳児5分間隔、1・2歳児10分間隔でチェックをしている。乳幼児突然死症候群について、適切な対応ができるように発生時の訓練を実施している。 ・保育時間内での体調の変化については施設長、主幹が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育教育を実施し、こども園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。 ・保護者への情報提供として、こどもの発達や病気、感染症、予防等に関する事項を記載した保健だよりを年3回程度作成しコドモンで配信している。 		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断を年2回、歯科検診を年1回受診し、その結果を保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、こどもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の手洗い、うがいなど保育教育の場面に反映させている。また、3・4・5歳児は歯磨きを実施している。また、5歳児はフッ化物洗口を実施している。 		

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもについてマニュアルが整備されている。アレルギー疾患を持つ子どもについては、アレルギー調査をし、医師が明記した「生活管理指導書」を提出して、施設長や主幹、栄養士、保育教諭などで綿密な打ち合わせを行ない、完全除去食で対応するようにしている。 ・日々の給食は、年齢別の普通食献立とアレルギー児個々にアレルゲンチェックをした献立表を基に、普通食及びアレルギー対応の食事を提供している。 ・食事については、栄養士と施設長又は主幹、担当保育教諭などで厳密にチェックを行い、アレルギー専用のトレイや食器に名札を添え、席を離すなどをして配膳し誤食防止に努めている。 ・アレルギー対応の園内研修会を実施し、必要な知識や情報を周知させるように努めている。また、エビペン取り扱いマニュアルを作成し、取り扱いについて共通理解を深め徹底した対応をしている。 		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら楽しい食体験を積み重ね豊かな人を育てることを願い、食育に関する事項を全体的計画の中に位置づけ、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。 ・胡瓜やオクラ、玉ねぎ、大根などを子どもと一緒に栽培し、収穫体験を通して触ったりちぎったり、感触や匂いを感じ取ったりして食材に楽しんで触れる環境を整えている。 ・給食は自園で作り、匂いや刻む音などが分かり、食事を楽しんで待つ環境が整えられている。 ・食育計画に基づき、カレーパーティー、流しそうめんや秋刀魚パーティー、焼き芋パーティーや餅つきなどを楽しんだり、自分で作って食べるフルーチェやおにぎり、キャベツの葉のちぎりなど年齢の低い子どもや一人でもできるクッキング体験を取り入れるなど、食育推進活動を積極的に取り組んでいる。また、毎月クッキングの日にはピザやフルーツポンチ、カレーなど栄養士と一緒に調理に取り組んでいる。 ・4・5歳児は食事時間を考慮しランチルームで食事をしたり、異年齢で食事ができるように食事環境を整え楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。おかわりする楽しみやバイキング、リクエスト献立などを取り入れたたり、体調や個人差、食欲、年齢などに応じて食事量も配慮している。 		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを記載した波の音こども園の献立を作成し、それに基づいた食事を提供している。また、年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べるようにしている。アレルギー対応の除去食を実施している。 ・保護者に献立表を毎月配布したり、食事内容が分かるように献立の写真を掲示したり、コドモンで配信して、栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。また、家庭では食卓に乗りにくい献立や発育期に食べてほしい献立、子どもに人気がある献立などのレシピの提供もしている。食育計画の一貫として管理栄養士により献立表とは別に給食日より「げんきっこだより」を発行したりして、子どもの食事に対して家庭への啓蒙に心がけている。 ・衛生管理や食中毒等の発生時の対応マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施されている。 ・栄養士がクラスを巡回したり子どもと一緒に喫食する中で、嗜好や食べる量、残食などを把握し、食事内容や調理の工夫に反映させている。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 保育園見学や入園説明会、個人懇談会、保育参観などの機会に保育教育の全体的な計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、こどもの遊びや生活の様子をコドモンでの配信、園だよりの発行などで波の音こどもの状況や情報を提供している。 ・ 登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板、種々のたより、アンケートなどを通して意向を把握し、保護者と共にこどもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。保護者との情報交換の内容は必要に応じて記録し、職員間で共有をしている。また、個人懇談会の内容は職員会議などで共有して保育の実践に反映させるようにしている。			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ コドモンでの配信や個人懇談会などで保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。また、子育ての相談対応について相談室など相談しやすい環境を整え、相談に応じるようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて子育て支援センターや市役所担当課と連携を取るようにしている。			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応などについてのマニュアルを整備し、日常の送迎や保護者とコミュニケーションやこどもの視診を通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。 ・ 地域の虐待を受けている疑いのあるこどもや保護、支援が必要なこどもを早期発見し、適切に支援するために、担当課や要保護児童対策地域協議会との連携を図っている。 ・ マニュアルに基づく研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主幹や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談センター、警察などの関係諸機関への照会や通告をする体制を整えている。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 保育教育に関わる計画や記録、保育教育実践を、保育教育の資質向上や保育教育サービスについてまとめを行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・ 一定の基準に基づいた自己評価の取り組みや分析については、検討の余地がある。 ・ 自己評価や保育教育のまとめの内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析して課題を示し、波の音こども園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の運営や保育教育に反映していくことを期待したい。			